

令和 2 年 6 月 16 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2015～2019

課題番号：15H03303

研究課題名(和文) 若手弁護士のキャリア規定要因に関する追跡研究

研究課題名(英文) Semi Panel Survey on the Determinants for Career Trajectory of Japanese Young Lawyers

研究代表者

藤本 亮 (Fujimoto, Akira)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：80300474

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,200,000円

研究成果の概要(和文)：新しい世代の日本の弁護士の登場を明らかにするために、準パネル調査を実施してきた。先行するプロジェクトに引き続き本プロジェクトでは62期弁護士と67期弁護士について、62期は登録2年目(2011)、5年目(2014)、10年目(2019)、67期は2年目(2016)、5年目(2019)の調査を実施した。多くの弁護士は伝統的なキャリア軌跡をたどっていることとともに、伝統的弁護士がまれにしか関わらなかった法領域と働き方について開拓者として、たとえば民間・政府におけるインハウスや開拓してきた弁護士割合は急速に増加しており伝統的訴訟弁護士とは大いに異なる法領域と業務の進め方が明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本の弁護士についての他に例のない追跡研究による動態的研究である。日弁連でもこの種の継続的調査は実施しておらず、研究者が中心となって進める学術的意義は大きい。職業社会学としての専門家研究としても、観察される外形的な職業特性が、弁護士というプロフェッションのアイデンティティとどう関連するのかを面接調査も含めて明らかにする。本研究の実践的意義は、得てして印象論的に論じられがちな弁護士キャリアの近時の実態について、洗練された調査方法を用いて、体系的な調査結果による分析を提示することにある。これは、さらに法科大学院教育、司法修習、OJTを含めた継続法曹教育の改善に向けた基礎資料となる。

研究成果の概要(英文)：We carried out semi-panel surveys to identify the emergence of new generation of Japanese lawyers. These project, following our previous project, targeted the 62nd and 67th cohorts of Japanese attorneys being registered at the times of each survey. For the 62nd cohort, the surveys covers its second year (2011), fifth year (2014) and tenth year (2019) after the first registration in 2009. For the 67th cohort, its second (2016) and fifth (2019) year surveys were conducted. Although most of those new attorneys are following traditional career trajectory, the increasing portion of attorneys have been pioneers in the fields and the working formats which the traditional attorneys had been committed very rare. For example those attorneys who work as in-house lawyers, both private and government, are rapidly increasing. Although the number of those attorneys is still small but their fields and ways of works are so different from traditional litigation lawyers.

研究分野：法社会学

キーワード：弁護士 質問紙調査 Web調査 弁護士キャリア 弁護士の職域 プロフェッション

## 様式 C-19、F-19-1、Z-19（共通）

### 1. 研究開始当初の背景

#### (1) 弁護士数の増加により弁護士の専門化・階層化が見込まれる

2004年創設の法科大学院を中心とする法曹養成制度改革以降、弁護士数は大きく増加した。弁護士の増加は世界的な傾向であり、「法典国でも、コモンロー諸国でも、弁護士がもともと多かったところでも少なかったところでも」、人口増のペースよりも弁護士増加ペースのほうが大きいのである。この弁護士増加は、弁護士業務の専門化の進展、さらには弁護士間の経済的階層化といった現象と結びつきつつ職域の拡大につながっている。職域の拡大は、地域的な弁護士偏在の解消に加え、法律専門家が組織に属しつつ活躍する場が増えることも意味する。まだ少数とはいえ、組織内弁護士数が近年一貫して増加していることや弁護士過疎地域で活躍する弁護士も増えていることは、こうした職域拡大の傾向が進行中であることを示している。他方で、「即独（勤務弁護士経験なしに独立する弁護士）」や「軒弁（独立採算弁護士）」といったOJTを受ける機会が相対的に少なく経済的にも安定しない地位の弁護士増加や、法科大学院進学者数の減少と法学部以外の出身者の著しい減少によりバックグラウンドの多様性が減じていること、「予備試験」組の増加なども注目に値する現象である。

#### (2) 弁護士の初期キャリアにおける継続法曹教育の構造的問題が存在する

日本の弁護士数の増加は徒弟システムによって新人弁護士が「一人前」になるという旧来の養成システムでは対応しきれないさまざまな構造的問題をもたらしている。中堅以上の指導的立場の弁護士は、新人勤務弁護士のOJTにかぎらず、法科大学院生への指導（法科大学院での教育担当やインターンシップ等）、司法修習生の引受けなどでたいへん多忙である。2014年現在、20歳代と30歳代の弁護士が総弁護士数の約半数を占めているのであるから、少数の指導的立場の弁護士が多数の指導を受ける立場の弁護士を指導しているという構造がある。また、職域拡大によりパイオニアとして特定の新しい職域に進出していく弁護士にとってみれば、模範とすべき先例はないのであるから、これまでの継続法曹教育制度とは異なるものが必要なことを示唆している。このように、新人が勤務弁護士としてOJTを受けるという旧来のシステムでは対応できないような構造的状況が生まれている。

#### (3) 日本の弁護士研究では横断的研究がなされている

日本の弁護士に関する調査としての代表的なものには、日本弁護士連合会が1980年以来10年毎に実施してきた「弁護士の経済基盤に関する実態調査」がある。調査項目は、弁護士の属性、経済的状況、業務分野など多岐にわたる。これにより異なる世代間の同一時点での横断的比較は可能である。しかし、同一世代の弁護士が上記のような新しい状況にいかんして対応しつつキャリア展開を図っているのかは、こうした横断的調査では必ずしも明らかにはならない。

#### (4) 国際的にも弁護士キャリアの追跡研究が展開している

合衆国では、2000年に初登録した弁護士を5000人抽出し、10年以上に渡り追跡調査をしているアメリカ法曹財団のAfter the JDプロジェクトが代表的なものである（多数の出版物があるが最新のものはDinovitzer, Ronit and John Hagan, 2014, “Hierarchical Structure and Gender Dissimilarity in American Legal Labor Markets.” *Social Forces*92(3):929-955.）カナダでは、オンタリオ州の弁護士を対象に1990、19962002、2009年に追跡調査が行われている（Kay, F.M et al.2013 *Leaving Private Practice: How Organizational Context, Time Pressures, and Structural Inflexibilities Shape Departures from Private Law Practice.* *Indiana J. of Global Legal Studies* 20(2):1223-1260）さらに、韓国でも法学専門大学院出身者の特性を旧司法試験組と比較する研究がなされており、追跡調査に向けた準備も進んでいる（Lee, Jae-Hyup and JuneWoong Rhee 2014 *The Changing Landscape of the Korean Legal Profession: Based on the 2014 Survey on Career Trajectory and Consciousness of Korean Lawyers.* A Paper to be presented at LSA 2015 Annual Meeting）

### 2. 研究の目的

(1) 平成21（2009）年に登録した新人弁護士全員と平成26（2014）年に登録した新人弁護士全員を追跡し、

(2) そのキャリアの規定要因を総合的に探索しつつ、①法科大学院教育、②司法修習、③登録後の研修・指導・支援、④ライフコースの諸段階などのインパクトに注目しながら、

(3) ①新たな職域への進出、②弁護士過疎地への進出、③公益弁護活動への取り組みを、促進あるいは阻害する要因をとくに解明することにある。

その知見は、①法科大学院教育、②司法修習、③登録後の研修・指導・支援の改善策を検討するための、基礎資料とされる。

### 3. 研究の方法

ある時点での横断的調査においても、弁護士に回顧的に過去のキャリアトラックを尋ねることも可能である。しかし、そのキャリア初期における所得水準や業務内容の構成などにまで立ち入った細かい事実については正確な回答は期待できない。そのような細かい点についての記憶が新しいうちに継続的にリアルタイムの調査を積み重ねる追跡調査は不可欠である。しかし、他方で、調査協力者を同定してのパネル調査は、当該名簿の管理に多大なコストがかかり、また調査反復するたびに有効サンプル数は減少してしまう。そこで本研究では、調査対象の62期・67期弁護士の全員についての調査を反復することで、継続的調査データを得るという方法をと

った。2016年調査（67期2年目調査）においては郵送調査法で実施したが回収率が思うほど伸びなかった。この低い回収率は、社会調査一般における質問紙調査の回収率の低さに加え、多忙な弁護士対象の各種調査も、たとえ日弁連主催のものであっても、概ね10～20%程度の回収率しか得られていない。そこで、2019年調査（62期10年目、67期5年目調査）ではWeb調査によることとし、回収率の一定の改善を得た。さらに、有効回答者から同意を得た者については面接調査も実施し、サーベイデータの量的変数の分析と、面接調査法などによる質的調査データとを組み合わせ分析を行った。

#### 4. 研究成果

##### (1) 法科大学院臨床教育等の評価について

臨床系科目の履修状況を見ると、67期調査の回答者の91.3%が何らかの臨床系科目を履修していた。シミュレーション科目、クリニック科目は62期調査と比較すると履修者は減少傾向にあるものの、それでもなお、30%を超える回答者が履修していた。そして、臨床科目履修者の方が、弁護士となる動機付け、弁護士倫理の習得、実務技能の獲得に法科大学院が有益であったと答える傾向が確認された。現在の司法試験を重視した法科大学院教育の在り方に対する警鐘ともいえよう。司法修習については、概ね高い評価であるものの、62期調査よりは評価が低下している。加えて、法科大学院において臨床系科目、特に模擬裁判履修者、シミュレーションを履修した者が、司法修習の経験についても平均値では高い評価を付けていた。

臨床科目履修者の方が、弁護士となる動機付け、弁護士倫理の習得、実務技能の獲得等に法科大学院が有益であったと答える傾向が確認された。専門職教育において、実務に触れる教育が重要な意味をなすことが示された。また、それは単にスキル面のみならず弁護士アイデンティティとつながる専門職倫理も含めた評価構造の形成に寄与していることも明らかとなった。法科大学院によってこの構造が異なることは、法科大学院教育のあり方について、司法試験の合格率だけではなく、知識・スキル・アイデンティティを一体のものとして教育していくことの重要性を改めて示していると言えよう。

もっとも、62期弁護士調査で確認された通り、回答者の法曹養成課程に関する評価は、弁護士経験を経て変化するものもある。67期弁護士についても、弁護士経験2年目での有益性評価やその構造は固定的なものとは言えない。

62期第3回調査の回答者、67期第2回調査の回答者それぞれについて、法科大学院の有益性評価は回答者の弁護士経験の蓄積によって変化しうるものであることが示された。「今みればあまり有益でない」ことや、「今から振り返れば有益であった」という項目があり、教育課程の評価については長期的な視野からの慎重な検討が必要であることが示唆される。

法曹養成課程に対する評価は、長期的には評価が上がる項目も下がる項目もあり、弁護士経験を積むにつれて変化しうるものであることが示された。必ずしも「過去は美化される」という傾向だけではないことも注目すべきである。法科大学院での臨床系科目の履修が動機づけや弁護士倫理取得、そして実務技能の獲得に有益であったという傾向が再確認されるとともに、その履修の有無が司法修習の有益性評価のいくつかの項目に影響を及ぼすことも観察された。学部3年＋法科大学院2年の5年一貫制の導入（いわゆる「3+2制度」）や司法試験の在学中受験といった法曹養成課程の改革を前に、臨床系科目の位置づけを再度検討する重要性が示唆されている。

##### (2) 登録地・登録事務所・地位からみた67期弁護士

司法修習修了後の最初の職場への登録時期が、62期と比較すると遅くなっていることは、これまでも日弁連の調査等で指摘されていたことであり、本調査データでも62期との比較でそれがあきらかとなった。ただ、12月の一斉登録日に登録できていなくとも3ヶ月以内には9割以上の者が登録している。登録事務所の種別では、「勤務弁護士」が占める割合は62期と大差ない一方で、インハウスの増加が観察された。他方、予備試験組は規模の大きい事務所に勤務弁護士として就職し、他の職域には進出していないことも明らかとなった。司法修習修了後1年強の時点ではまだ職場移動をしている弁護士は多くない。これは新62期でも同様であったし、今後の継続的調査でどのように動くのかに注目をしたい。職場の選択理由については、62期との間での変化はほとんど観察されなかった。また、司法過疎地での弁護士活動に志向する者が、その目標にそって、職場を選択していること、インハウスや独立採算弁護士については「時間のゆとり」が強い選択理由として上げられていたことも注目に値しよう。

旧司法試験受験者は本67期郵送調査有効サンプルには含まれておらず、予備試験合格資格で司法試験を受験してケースは比較するには少ないサンプルかなかったため今回の分析には含まれていない。また、独立変数についても分析結果がよりわかりやすくなるようにと独立変数を少し単純化して分析を行ったが、結果として62期の分析と比して明確な傾向が出ていないように思われる。

職場選択の因子分析では7因子を析出した（主因子法、プロマックス回転）。62期調査とは項目の構成が異なり、比較すること自体慎重でなければならないが、ある程度の類似性は観察されていると思われる。

法科大学院修了資格で司法試験を受験した者についてのみみると、大規模事務所に就職する

顕著な傾向は観察されなかった。予備試験組を含めた別の分析では、顕著に予備試験組が大規模法律事務所に着職している傾向がみられた。

弁護士過疎地志向の強い新人弁護士は、都市部の養成事務所から過疎地の赴任地へ職場を変えるというキャリアパターンがある。他方において、家族事務所や元職場という職場選択理由も有意であり、その点からは弁護士過疎地で登録している弁護士のキャリアパターンが一様ではないことも示唆されている。また、伝統的にも、勤務弁護士としてのキャリアを一定期間積んだ後、独立する、というキャリアパターンもある。こうした、いわばポジティブな意味での「職場変更」と、そうでない「職場変更」とをキャリアの観点からみていくことも今後必要であろう。

62期と比して67期は、最初の事務所への登録時期が遅くなっていたことが観察される。67期予備試験合格者は、最初の勤務地として東京への登録が目立つ。この傾向は最初の事務所の所在地が東京23区内に集中していることとも符合する。67期予備試験合格者の最初の登録事務所の弁護士数が多いことから、大規模事務所へ予備試験合格者たる新人弁護士が就職していることが裏付けられる。67期法科大学院修了者のみについて最初の登録事務所が組織内弁護士としての登録がある者が一定数観察される。これと合わせ、独立採算弁護士として最初の登録事務所に登録する例も増えている。

事務所移動の傾向については62期5年目と67期5年目とほぼ同じレベルである。事務所移動があった者に着目すると、62期第2回調査（2014年実施）では大きな単位会から小さい単位会、都市部から地方部への登録事務所変更に伴う移動が観察されたのに対し、67期第2回調査（2019年実施）では逆に大きな単位会へそして都市部への移動が多くなっている。また、最初の登録事務所勤務弁護士であった者が独立する割合も62期より67期のほうが減っている。62期と67期の間ではその最初の5年間のキャリア展開に、(多数は)似たような展開をしている一方で、その登録移動の傾向について注目すべき差異も観察された。

### (3) 62期弁護士と比較した67期弁護士の業務の構造とその関連要因、及び業務の専門化

67期弁護士の業務分野については、「町弁型」と「企業法務型」に分化している傾向が確認された。62期弁護士には観察されなかった、「行政事件行政機関代理」、「犯罪被害者支援」、「交通事故被告・保険会社」の3分野が専門化の程度の高い分野となって観察されたことは特筆に値する。

67期の弁護士業務の構造を62期のそれと比較し、以下のような知見を得た。

第1に、業務分野の取り扱いに関するデータの分析から、67期弁護士にあっては「町弁型」業務と「企業法務型」業務を基軸とする構造が存在する。そして、町弁型業務と企業法務型業務の間には、登録地域、顧客種類、事務所規模、民事案件の性質、および所得などにおいて対照的な特性が観察された。こうした業務類型の存在、およびその特性は、本調査以外の他の調査研究の成果を併せて考えれば、日本の弁護士界全体の構造を反映したものと想定される。

第2に、業務の現状の原因の局面に関しては、業務構造を直接に規定しているのは所属の事務所であるという仮定のもとで、「やりたい分野の仕事ができる」という目的的な事務所選択が町弁型業務と企業法務型業務において異なることが見いだされた。業務の現状の結果の局面に関しては、「やりたい分野の仕事をやれている」満足感との関係において町弁型業務(満足度低)と企業法務型業務(満足度高)で差異がみられた。さらに、現在の業務構造の変化を占うために、業務志向と業務満足度とのギャップを測定すると、ギャップの故に不満足な業務遂行の状態にある割合は、町弁型業務でも企業法務型業務でも2割に届かない。現状では構造を不安定化させる余地は小さいと思われる。

第3に、業務の専門化の測定指標を用いた分析の結果、業務分野ごとの専門化の程度に一定の明瞭な差異がみられた。企業法務型業務の類型を構成する5つの個別分野はすべて相対的に専門化の程度が高く、したがって類型それ自体の専門化の程度も高い。それに対して、町弁型業務を構成する13分野は程度の高い分野と低い分野の散らばりが大きい。これは62期弁護士の場合と比べてときの目立った変化である。

入職から5年目の67期弁護士の業務の実態を入職時からの変化に着目してまとめると以下のようなことになる。第1に、業務活動の諸領域の相対的比重に関して、通常業務への平均配分割合が3分の1から56%へ大きく増加、逆に補助的業務は3分の1から8%へ大きく減少している。第2に、67期弁護士にあっては紛争案件には約3分の2、非紛争案件には約3分の1の時間がそれぞれ充当されており、紛争案件の中をみると訴訟案件の割合は低下している。第3に、依頼者の種類では、キャリア展開にともない個人の割合が全体として減り、企業の割合が全体として増えているようにみえる。とくに、中小企業の割合の上昇幅は大きい。最後に、個別の業務分野の取扱い状況に関して注目されるのは、キャリア展開にともない取扱い弁護士比率が「刑事弁護」で大きく低下し、「その他の企業法務」で大きく上昇したことである。

訴訟新受件数の減少傾向をふまえて、ここで観察された諸傾向が若手特有のものかどうか、弁護士全体の調査と比較するなど綿密に分析する必要性が伺われる。

#### (4) 所得水準と規定要因

法科大学院在学中から司法試験合格、修習に至るまで、生計の負担は「借金」と「親の収入」による者が多い。本人に収入がある場合であっても、労働形態としては、大半はパートタイム労働である。弁護士になってからの所得は5年前と比べて低下傾向にある。大半の者が将来に対する不安を持っており、十分な収入を得ているとは思っていない。しかし、全般的な満足度は高いままである。

新人弁護士の所得の規定要因について、多重回帰分析により検討すると東京大学法科大学院出身という学歴効果が他の調査と同様に非常に強かった。事務所の所在地や事務所内での地位（単独経営弁護士）、性別も、所得に対して有意な影響を持っていた。他方、2019年調査では、所得を所得帯ではなく金額記入を尋ねる質問形式に変更したことで、62期弁護士調査の分析結果とは異なり、性別自体が所得に有意なインパクトを持っていることも明らかになった。

単独経営弁護士であること一即独の可能性もある一が、所得を引き下げる強い要因の一つとして働いていた。だが、単独経営弁護士になるのはどのような属性を持つ傾向があるのか、については明らかではない。この解明が今後の課題である。

所得水準については、弁護士登録をしてから時間が経つにつれて、全体としては上昇傾向が見られた。しかし、逆に200万円未満の低所得者も、僅かではあるものの増えており、同期の弁護士間での所得格差が広がっていた。

一方、性別による所得格差については、女性の方が男性よりも所得が低い傾向が見られたが、配偶者のいないグループでは、男女間で所得に有意な差は見られず、配偶者のいる層においてのみ、女性の方が男性よりも所得が低い傾向が見られた。また、出産・育児の経験のある者の方が、男女間の所得の格差は顕著に出ていた。こうしたことから、女性の所得が男性よりも低い要因としては、もともと女性の方が所得が低い傾向がみられることだけでなく、女性の家事・育児の負担が女性の所得を引き下げているのではないかと考えられる。

一方、満足度と不安感については、全体的には、大抵の弁護士は職業に対して満足しつつも、将来に対する不安感を持っているという点で、これまでの調査と特に大きな違いは見られなかった。

#### (5) ジェンダーの視点からみた 67期弁護士

62期調査に比べて、67期調査では「経済的負担」を感じている回答者が多かった。回答者全体でこのような傾向があるゆえか、62期調査で回答の男女差が有意に認められたキャリアを積むうえで「経済的負担」「育児負担」については、男女差が認められなかった。

理想とするワークライフバランス、現実のワークライフバランスの問題点についても、男女差は存在せず、男女共に専門職生活と私生活の両方を重視したいと考えている者が多いにも関わらず、仕事が忙しくて私生活のための時間が十分に取れないと考えている回答者が多かった。

ただし、現時点では配偶者のいる回答者が全体のうちの30%、資格取得後に出産育児を経験した回答者は5%しかおらず、キャリアを積むうえで負担のジェンダー差がなくなったかどうかは不明である。専門職生活の送り方や、私生活において抱える負担に弁護士男女間の差が現実に狭まる傾向があるかどうかについては、次回の調査の結果を待ちたい。

62期弁護士については、3回の調査を経て、ワークライフの在り方のジェンダー差が拡大していることがうかがえる。このことが勤務時間や業務態様にどのような影響を与えているかの検討は今後の課題とする。また、62期弁護士ほどではないものの、67期についても、第1回調査と比較して、第2回調査では婚姻出産などの私生活状況についてのジェンダー差が現れ、キャリアを積むうえで負担についても家事に加えて育児についてジェンダー差が認められた。

ワークライフバランスについては、キャリアを重ねるに連れ育児・家事負担が顕在化してくることで、ジェンダー間の格差が拡大していることが観察され、伝統的性別役割分業に囚われ続ける若手弁護士の姿が示されている。

#### (6) おわりに

長年500人水準であった司法試験合格者が増加し始めたのは1990年代であり、その増加スピードは、新旧合わせた司法試験合格者でみれば62期が司法試験に合格した2007年前後から67期弁護士が合格した2013年にかけてがピークであった。弁護士数が増えるということは、若手弁護士が増えるということでもあり、その若手弁護士のキャリア展開に着目することは、将来の弁護士の姿を見通すことにもつながるといえる。新旧司法試験並列時代の法科大学院第2期生（未修）と第3期生（既修）という62期と、司法試験予備試験が2010年にスタートし後に弁護士となった67期との間でも、多数派ではないにしてもキャリアパスの違いが観察されたことは、「弁護士の社会構造」の変容が世代間の違いを内包しつつ進行していることを示唆するものといえよう。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 藤本亮, 石田京子, 武士俣敦, 上石圭一, 宮澤節生	4. 巻 285
2. 論文標題 62期弁護士第3回・67期弁護士第2回ウェブ調査 : 記述統計による分析	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 1-58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.18999/nujlp.285.1	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 藤本亮	4. 巻 92(1)
2. 論文標題 法曹の職域と法曹人口—62期弁護士の調査から	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 98-103
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 藤本亮, 石田京子, 武士俣敦, 上石圭一, 宮澤節生	4. 巻 284
2. 論文標題 62期弁護士第3回・67期弁護士第2回ウェブ調査基本報告書	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 193-260
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.18999/nujlp.284.6	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 藤本亮, 宮澤節生, 石田京子, 武士俣敦, 上石圭一	4. 巻 280
2. 論文標題 「純粋未修者」弁護士の初期キャリア～67期弁護士2016年郵送調査データから	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 名大法政論集	6. 最初と最後の頁 1-39
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.18999/nujlp.280.1	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 藤本亮・石田 京子・武士俣敦・上石圭一	4. 巻 275
2. 論文標題 第67期弁護士のキャリア展開 : 2016年第1回郵送調査データの分析	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 45-110
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) info:doi/10.18999/nujlp.275.2	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 藤本亮・石田京子・武士俣敦・上石圭一	4. 巻 268
2. 論文標題 第67 期弁護士第1 回郵送調査の概要 記述統計の提示	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 283-348
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) http://hdl.handle.net/2237/25412	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 宮澤節生、石田京子、藤本亮、武士俣敦、上石圭一	4. 巻 11
2. 論文標題 第62期弁護士の面接調査 (第1報)	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 青山法務研究論集	6. 最初と最後の頁 61-165
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計51件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 20件)

1. 発表者名 宮澤節生
2. 発表標題 62期弁護士第3回調査・67期弁護士第2回調査の背景、概要、意義
3. 学会等名 日本法社会学会2019年度学術大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 宮澤節生・藤本亮
2. 発表標題 62期弁護士第3回・67期弁護士第2回質問紙W E B 調査の概要 - 調査設計と回答者プロフィール -
3. 学会等名 日本法社会学会2019年度学術大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 法曹養成課程の評価の変化
3. 学会等名 日本法社会学会2019年度学術大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 上石圭一
2. 発表標題 所得、満足度および不安感の変化 - 62期・67期弁護士コーホート調査をもとにして -
3. 学会等名 日本法社会学会2019年度学術大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 藤本亮
2. 発表標題 62期弁護士第3回・67期弁護士第2回調査にみる登録地，事務所での地位，登録地・事務所の変化
3. 学会等名 日本法社会学会2019年度学術大会
4. 発表年 2019年



1. 発表者名 武士俣敦
2. 発表標題 新人弁護士のキャリア展開と業務－67期弁護士第2回調査をもとに－
3. 学会等名 日本法社会学会2019年度学術大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 ジェンダーの視点からの概観 WLBを中心に
3. 学会等名 日本法社会学会2019年度学術大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 FUJIMOTO Akira
2. 発表標題 Early Career Changes for the 62nd and 67th cohort of Japanese Attorneys
3. 学会等名 Asian Law and Society Association the 4th Annual Meeting (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 BUSHIMATA Atsushi
2. 発表標題 The Work of Early-career Lawyers in Japan: Overview from the 62nd and 67th Cohort Web Survey Results
3. 学会等名 Asian Law and Society Association the 4th Annual Meeting (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 AGEISHI Keiichi
2. 発表標題 The Income and Job Satisfaction among early career lawyers in Japan: From the 62nd and 67th Cohort Web Survey Results
3. 学会等名 Asian Law and Society Association the 4th Annual Meeting (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 MIYAZAWA Setsuo
2. 発表標題 Significance and Remaining Issues of the Project
3. 学会等名 Asian Law and Society Association the 4th Annual Meeting (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 宮澤節生
2. 発表標題 62期弁護士第3回調査・67期弁護士第2回調査の背景、概要、意義
3. 学会等名 日本法社会学会2019年度学術大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 宮澤節生・藤本亮
2. 発表標題 62期弁護士第3回・67期弁護士第2回質問紙W E B 調査の概要 - 調査設計と回答者プロフィール -
3. 学会等名 日本法社会学会2019年度学術大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 法曹養成課程の評価の変化
3. 学会等名 日本法社会学会2019年度学術大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 上石圭一
2. 発表標題 所得、満足度および不安感の変化 - 62期・67期弁護士コーホート調査をもとにして -
3. 学会等名 日本法社会学会2019年度学術大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 藤本亮
2. 発表標題 62期弁護士第3回・67期弁護士第2回調査にみる登録地，事務所での地位，登録地・事務所の変化
3. 学会等名 日本法社会学会2019年度学術大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 武士俣敦
2. 発表標題 新人弁護士のキャリア展開と業務－67期弁護士第2回調査をもとに－
3. 学会等名 日本法社会学会2019年度学術大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 ジェンダーの視点からの概観 WLBを中心に
3. 学会等名 日本法社会学会2019年度学術大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 FUJIMOTO Akira
2. 発表標題 Early Career Changes for the 62nd and 67th cohort of Japanese Attorneys
3. 学会等名 Asian Law and Society Association the 4th Annual Meeting (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 BUSHIMATA Atsushi
2. 発表標題 The Work of Early-career Lawyers in Japan: Overview from the 62nd and 67th Cohort Web Survey Results
3. 学会等名 Asian Law and Society Association the 4th Annual Meeting (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 AGEISHI Keiichi
2. 発表標題 The Income and Job Satisfaction among early career lawyers in Japan: From the 62nd and 67th Cohort Web Survey Results
3. 学会等名 Asian Law and Society Association the 4th Annual Meeting (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 MIYAZAWA Setsuo
2. 発表標題 Significance and Remaining Issues of the Project
3. 学会等名 Asian Law and Society Association the 4th Annual Meeting (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 宮澤節生
2. 発表標題 「第62期弁護士調査・第67期弁護士調査の意義と課題」
3. 学会等名 日本法社会学会2018年学術大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 法曹養成課程の評価構造 - 修了法科大学院ごとの分析を中心に -
3. 学会等名 日本法社会学会2018年学術大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 上石圭一
2. 発表標題 若手弁護士の所得動向とその規定要因
3. 学会等名 日本法社会学会2018年学術大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 藤本亮
2. 発表標題 事務所内地位の多様化と若手弁護士キャリア
3. 学会等名 日本法社会学会2018年学術大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 武士俣敦
2. 発表標題 新人弁護士と弁護士界の構造的変化をめぐって－業務分析の知見から
3. 学会等名 日本法社会学会2018年学術大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Akira Fujimoto
2. 発表標題 Partial Stratification of Japanese Attorneys - Recent National Surveys Results
3. 学会等名 RCSL/ SDJ Annual Meeting at ISCTE-IUL (Lisbon, Portugal) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Akira Fujimoto
2. 発表標題 Japanese Lawyers Income-An Analysis of Income Tax Statistics
3. 学会等名 Asian Law and Society Association Annual Meeting (Gold Coast, Australia) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 藤本亮
2. 発表標題 67期弁護士調査と62期弁護士調査の概要
3. 学会等名 日本法社会学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 法科大学院・司法修習の評価とキャリアへの影響
3. 学会等名 日本法社会学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 藤本亮
2. 発表標題 登録地・登録事務所の多様性とその規定因
3. 学会等名 日本法社会学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 武士俣敦
2. 発表標題 業務内容の構造
3. 学会等名 日本法社会学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 上石圭一
2. 発表標題 収入の規程因の多変量分析
3. 学会等名 日本法社会学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 宮澤節生
2. 発表標題 67期調査にみる弁護士追跡調査の意義
3. 学会等名 日本法社会学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Akira Fujimoto
2. 発表標題 The Japanese 67th Cohort Attorneys: First Job, Work Environment and Status
3. 学会等名 Asian Law and Society Association 2017 Annual Meeting (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Atsushi Bushimata
2. 発表標題 The Changing Pattern and Specialization of the New Attorneys' Work in Japan
3. 学会等名 Asian Law and Society Association 2017 Annual Meeting (国際学会)
4. 発表年 2017年



1. 発表者名 藤本亮
2. 発表標題 67期弁護士第1回郵送調査の概要
3. 学会等名 2016年度日本法社会学会学術大会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 藤本亮
2. 発表標題 登録地・登録事務所からみた67期弁護士
3. 学会等名 2016年度日本法社会学会学術大会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 武士俣敦
2. 発表標題 業務内容からみた67期弁護士－62期との比較を中心に－
3. 学会等名 2016年度日本法社会学会学術大会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 職業生活から見た67期弁護士
2. 発表標題 上石圭一
3. 学会等名 2016年度日本法社会学会学術大会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 ジェンダーの視点からみた67期弁護士
3. 学会等名 2016年度日本法社会学会学術大会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 Akira Fujimoto
2. 発表標題 Profile of the 1st wave survey of the 67th Apprenticeship Cohort Attorneys in Japan
3. 学会等名 The Inaugural Asian Law and Society Association Conference (国際学会)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 Atsushi Bushimata
2. 発表標題 The Work of New Lawyers in Japan - Changing Pattern from 62th to 67th lawyers
3. 学会等名 The Inaugural Asian Law and Society Association Conference (国際学会)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 Akira Fujimoto
2. 発表標題 The Survey of the 67th Cohort Attorneys: Japanese Young Lawyer 's Job Environment
3. 学会等名 The Inaugural Asian Law and Society Association Conference (国際学会)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 AGEISHI, Keiichi
2. 発表標題 Occupational Life of Young Lawyers in Japan
3. 学会等名 The Inaugural Asian Law and Society Association Conference (国際学会)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 ISHIDA Kyoko & MIYAZAWA Setsuo
2. 発表標題 Evaluation of Training Process and Young Lawyers' Work-Life Balance
3. 学会等名 The Inaugural Asian Law and Society Association Conference (国際学会)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 宮澤節生、石田京子、藤本亮、武士俣敦、上石圭一
2. 発表標題 ミニシンポジウム・第62期弁護士3年間の軌跡 - キャリア・トラジェクトリーの形成状況と出身法科大学院・ジェンダーのインパクトを中心に -
3. 学会等名 日本法社会学会
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 Akira Fujimoto
2. 発表標題 Changes and Continuities of Practice Site and Professional Status of New Attorneys in Japan
3. 学会等名 Law and Society Association (国際学会)
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 Kyoko Ishida
2. 発表標題 Work-Life Balance and Gender
3. 学会等名 Law and Society Association (国際学会)
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 Akira Fujimoto
2. 発表標題 New Attorneys Career Trajectory and Their Self Perception - The 62nd Cohort of Attorneys in Japan
3. 学会等名 East Asian Law and Society Conference (国際学会)
4. 発表年 2015年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	石田 京子  (Ishida Kyoko)  (10453987)	早稲田大学・法学大学院 (法務研究科・法務教育研究センター)・准教授   (32689)	
研究分担者	武士俣 敦  (Bushimata Atsushi)  (30190169)	福岡大学・法学部・教授   (37111)	
研究分担者	大塚 浩  (Otsuka Hiroshi)  (30324958)	奈良女子大学・生活環境科学系・准教授   (14602)	

## 6. 研究組織（つづき）

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担者	宮澤 節生  (Miyazawa Setsuo)  (60001830)	龍谷大学・公私立大学の部局等・研究員    (34316)	
研究 分担者	上石 圭一  (Ageishi Keiichi)  (80313485)	追手門学院大学・社会学部・教授    (34415)	